

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	健康手帳作成事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)	
部等名	保健福祉部	課等名	保健課		包含する細々目	1	4	1	3	11	7		
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり												
施策	31 心と体の健康づくり												
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要							
		事業期間	S57	年度～	19	年度							
												老人保健法・介護保険法	
												関連計画条例等	

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	政令で定める程度の障害の状態であると市長が認定した者(寝たきり老人) 老人保健医療で年度途中で転入した者	老人保健新規資格取得者数	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする
				200		
	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		最終目標	最終目標達成年度	
			600			
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
全対象者への的確な交付	健康手帳交付率	18目標	100	最終目標		
		18実績	100	19目標	↑	
		23目標	0	23実績	最終目標達成年度	
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標	↑	
		23目標		23実績	最終目標達成年度	

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	高齢者が自らの健康管理をすること及び適切な医療を確保することをねらいとして、健康手帳を交付する。平成19年度に終了予定。市の健康手帳交付は、75歳になる高齢者に交付してきた。平成20年度からの制度改正により、後期高齢者医療になり保険者が変更されるため保健課で当該手帳の交付の必要が無くなる予定である。なお、年齢が75歳以下の方には、健診実施したときにチェックファイル(健康手帳に変わるもの)を交付している。	飯田市において新規に老人保健医療給付対象者となった高齢者に医療受給者証と共に健康手帳を交付する。	交付者数	600
	18年度の実績			
	19年度計画	寝たきり老人(65歳から74歳までで発症の人) 800人		

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金	16	0
	県支出金	16	0
	起債		
	その他		
一般財源	203	203	
事業費計(A)	235	203	
人件費	正規職員所要時間	18年度 310	19年度 310
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	1,109	1,109
	トータルコストA+B	1,344	1,312

特定財源内訳や補足事項	介護保険・介護予防事業
-------------	-------------

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	高齢者自らの健康管理と適切な医療の確保ができる。	老人保健対象者の健康手帳所持率% 交付数/対象者	現状値	100	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標		

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
昭和58年2月 老人健康保健法施行	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年10月の一部法改正により、定率負担性の導入、自己負担限度額等の見直しと、対象年齢を75歳以上5年間で段階的に引き上げることとなった。 平成18年度より改正介護保険法により65歳以上の健康手帳は介護保険の介護予防事業となった。 平成20年度からは75歳以上の方が対象となる保険組織となる予定である。 19年10月から75歳に対して手帳交付となる。(老人保健法) 20年度からは、後期高齢者医療扱いとなる。 	特になし

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由) 健康手帳を交付し活用してもらうことが、高齢者自身の健康管理と適切な医療の確保につながる。	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がない (その理由) 100%達成されている。
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由) 老人保健法に基づく事業のため。		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由) 老人保健法に基づく事業であり、健康手帳の1ページ目が医療受給者証と位置づけられているため、廃止は出来ない。
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由) 老人保健法に基づく事業のため。		他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) 類似事業なし (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)	(評価) 必要ある (その理由) 老人保健法により市町村実施事業として定められている。		効率性 評価	成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由) 老人保健法に基づく事業のため、老人保健受給者全員が対象である。

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持 実施年度 20 具体化	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案 20年度から後期高齢者医療扱いとなり、保健課での扱いではなくなる。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？	

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	